

○福岡県警察留置施設及び被留置者の処遇に関する訓令（概要）

（平成19年福岡県警察本部訓令第19号）

この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。）その他別に定めるもののほか、福岡県警察留置施設の適正な管理運営及び被留置者の適正な処遇に関し、必要な事項を定めるものである。

主な内容として

- 実地監査
- 留置
- 看守
- 護送
- 物品の貸与等及び自弁
- 金品の取扱い
- 保健衛生及び医療
- 書類等の閲覧
- 外部交通
- 審査の申請等
- 釈放
- 報告

などの項目からなっている。